

延長保育料の料金設定

(保育園・公立認定こども園・地域型保育事業所の場合)

保育短時間認定の場合は18:01から、保育標準時間認定の場合は18:31から30分単位で以下の延長保育料がかかります(18:01から18:30まで/18:31から19:00まで/19:01から19:30まで/19:31から20:00まで)。なお、延長保育を利用できるのは開園時間までです。

また、私立認定こども園の場合は、それぞれの園で利用時間帯と延長保育料が設定されますので、詳細は各園にお問い合わせください。

	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30
保育標準時間認定									延長保育	延長保育	延長保育
									230円	120円	
保育短時間認定											
									延長保育	延長保育	延長保育
									230円	230円	120円

【30分あたりの金額の軽減について】

- 第2子以上は上記料金の約半額(18:01から18:30まで/18:31から19:00まで…各110円、19:01から19:30まで…各60円)、第3子以降は無料です。
- 市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子は約半額(18:01から18:30まで/18:31から19:00まで…各110円、19:01から19:30まで…各60円)、第2子以降は無料です。
- 生活保護世帯や市区町村民税非課税世帯等は延長保育料は無料です。

【1月あたりの上限金額について】

- 18:01から18:30まで/18:31から19:00までの延長保育料はそれぞれ1月あたり3,910円が上限です。
- 19:01から19:30までの延長保育料はそれぞれ1月あたり2,040円が上限です。
- 第2子または市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子の18:01から18:30まで/18:31から19:00までの延長保育料はそれぞれ1月あたり1,870円が上限です。
- 第2子または市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子の19:01から19:30までの延長保育料はそれぞれ1月あたり1,020円が上限です。

※第2子・第3子のカウント方法について※

市区町村民税所得割額が77,100円以下の場合、生計が同一の兄弟(成年に達している児童を含む)から数え、市区町村民税所得割額が77,101円以上の場合、就学前の児童である兄弟から数えます。

※19:31以降も開園している園の預かり保育料については各施設へお問い合わせください。